

千葉市公告第489号

千葉市都市緑化植物園の指定管理者の募集

千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）第32条第1項の規定により、千葉市都市緑化植物園の指定管理者を次のとおり公募しますので、千葉市都市公園条例施行規則（昭和34年千葉市規則第4号）第19条の規定により公告します。

令和2年7月30日

千葉市長 熊谷俊人

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在他

- (1) 施設の名称 千葉市都市緑化植物園
- (2) 施設の所在地 千葉市中央区星久喜町278

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

千葉市都市公園条例及び千葉市都市公園条例施行規則に定めるもののほか、市長が別に定めるところによる。

3 指定管理者に施設の管理を行わせる期間（指定期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定申請に必要な書類の内容

- (1) 有料公園施設等指定管理者指定申請書
- (2) 指定期間に属する各年度における千葉市都市緑化植物園の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類。ただし、成立の日の属する年度以後3事業年度を経過していない法人その他の団体にあつては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録
- (4) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあつては、当該法人等の登記事項証明書
- (5) 役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 指定申請を受け付ける期間及び指定申請関係書類の提出先

(1) 指定申請を受け付ける期間

ア 期間

令和2年8月27日から令和2年9月2日まで。ただし、千葉市の休日
を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する休日
を除く。

イ 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 指定申請関係書類の提出方法及び提出先

ア 提出方法 持参又は郵送による提出も可

イ 提出先

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター9階
千葉市都市局公園緑地部公園管理課

6 前各項に規定するもののほか、詳細は、募集要項による。

7 募集要項の配布方法

次の千葉市ホームページアドレス上で配布する。

<http://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/kanri/shokubutsuen02.html>

8 問い合わせ先

千葉市都市局公園緑地部公園管理課

電話 043-245-5780